

第 88 号 議 案

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 11 月 27 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県営バス運賃等条例の一部を改正する条例

長崎県営バス運賃等条例（昭和48年長崎県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前						
別表第 1（第 9 条関係）				別表第 1（第 9 条関係）						
運賃		車種	上限額	下限額	運賃		車種	上限額	下限額	
キロ制運賃 (1キロメートル当たり)	大型車		210円	140円	キロ制運賃 (1キロメートル当たり)	大型車		150円	100円	
	中型車			120円		中型車			130円	90円
	小型車			100円		小型車			110円	80円
時間制運賃 (1時間当たり)	大型車		9,130円	6,330円	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車		6,910円	4,790円	
	中型車			5,350円		中型車			5,830円	4,040円
	小型車			4,590円		小型車			5,010円	3,470円
備考 略				備考 略						
別表第 2（第 9 条関係）				別表第 2（第 9 条関係）						
料金		上限額	下限額	料金		上限額	下限額			
交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1キロメートル当たり)	10円	10円	交替運転者 配置料金	キロ制運賃 (1キロメートル当たり)	10円	10円			

	時間制料金 (1時間あたり)	3,190円	2,210円
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金)の2割の額	
略			
備考 略			

	時間制運賃 (1時間あたり)	2,700円	1,870円
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金)の2割以内の額	
略			
備考 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に締結された契約に基づく運賃及び料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。